

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

いすゞが企業活動を通じて継続的に収益を上げ、企業価値を高めていくためには、その活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス(企業統治)の体制の整備は不可欠であると考えています。

いすゞは、いすゞを取り巻くあらゆるステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると考え、そのために重要情報の適時適切な開示を通して、企業内容の公正性・透明性確保に努めています。

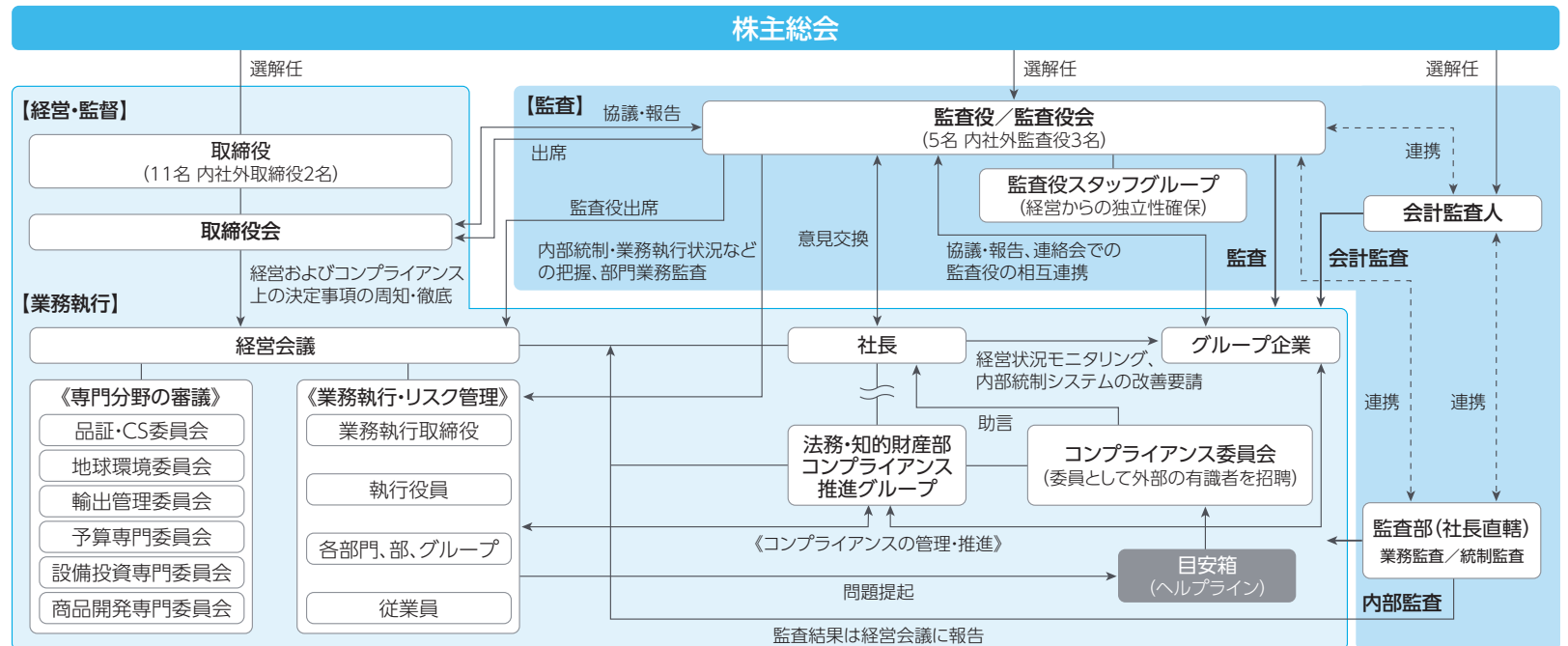
体制

いすゞは、監査役制度採用会社であり、会社の機関として取締役会ならびに監査役会を設置しており、主要な業務執行の決議、監督ならびに監査を行っています。

経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、取締役会の決議に基づき会社経営の重要事項を審議・決定する経営会議を設置しています。経営会議は原則隔週1回の頻度で開催するとともに、業務執行の状況は、毎月開催される取締役会において報告されています。さらに、経営会議の下部組織として、各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとっています。

また、いすゞは、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用しています。監査役は、取締役会や、重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対して報告を求め、監査を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制の概略



※ 2017年6月29日現在

▶取締役会・監査役会

取締役会は、取締役11名(社外取締役2名)で構成され、毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に関して審議・決定しています。取締役の選任にあたっては、経営に関する深い知識や経験を有し、いすゞの事業や自動車産業についての十分な知識と経験に基づいて適切に判断し、適切な発言をする能力を持つことを考慮しています。このような高い見識・力量を備える社内出身者を登用することに加え、社外からも複数選任しており、取締役会の審議と意思決定におけるダイバーシティ(多様性)を向上させ監督機能の向上を図っています。

また、取締役の業務執行を適切にサポートするため、執行役員制度を採用し、業務執行の状況を定例取締役会に報告しています。

監査役会は、監査役5名(社外監査役3名)で構成されています。各監査役は、取締役会に出席するとともに、監査役会で定めた監査計画に従い、取締役の業務執行の監査を行っています。また、定例取締役会の事前に社外監査役を含めた監査役全員が出席する「経営監査会議」を常設し、経営に対する監視機能を強化しています。

 役員一覧

<http://www.isuzu.co.jp/investor/director.html>

▶経営会議および各委員会について

経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、いすゞでは取締役会の決議に基づき会社経営の重要事項を審議・決定する経営会議を設置し、さらに、経営会議の下部組織として各委員会を設置して、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとっています。

委員会名	委員長	機能・役割
品証・CS委員会	品質保証部門 所管役員	全社的な品質保証ならびにお客様満足(CS)の向上に関わる事項の決定 法規により届け出を要する品質問題への対応など
地球環境委員会	関連部門役員	いすゞグループの環境保全に関する事項の審議など
輸出管理委員会	管理部門 統括代行	戦略物資および戦略技術の輸出に関する法令違反を根絶するため、同物資および同技術の輸出を事前に審査
予算専門委員会	CFOまたは企画・財務 部門統括役員	全社的な予算に関する事項の総合的な審議
設備投資専門委員会	企画・財務部門統括役員	全社的な設備投資に関する事項の審議
商品開発専門委員会	統括チーフエンジニア	個別商品開発の提案、目標設定・管理および推進評価に関する審議

▶内部監査および監査役監査の状況

内部監査は、監査部により、内部監査の推進・支援を通じて関連法規への準拠性、財務報告の信頼性、業務の有効性などの向上を図っています。

監査役は、取締役会や重要な会議に出席するほか、取締役などから職務の執行状況の報告を受け、重要な決裁書類などを閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財務の状況を調査し、必要に応じて子会社に対して報告を求め、監査を行っています。

社外役員について

社外取締役は2名(非常勤)、社外監査役は3名(うち1名常勤)を選任しています。この社外役員と会社の人的関係、取引関係その他利害関係について、特に記載すべき事項はありません。また、資金的関係についても、一部の役員が当社株式を保有していますが、特に記載すべき重要性は認められません。

したがって、社外役員はいずれも経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正にいずれが社会に果たすべき役割を認識し、経営の監督をすることができると考えています。

また、選任するための独立性に関する基準または方針については、特に明文化された定めはありませんが、候補者選定にあたっての外形的基準として、関連当事者に該当する者や選定時点での関連当事者に該当する法人の役員もしくは使用人である者またはかつて同法人の役員もしくは使用人であった者、および選定の時点で顧問契約・監査契約を締結している法人などに所属する弁護士・公認会計士を選定の対象としないことで、社外役員の独立性を確保しています。

社外役員と選任理由

氏名	役職	選任理由
森 和廣	社外取締役	上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているため。
前川 弘幸	社外取締役	上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているため。
進藤 哲彦	社外監査役	金融・企業財務面で高い専門性と豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため。
三雲 隆	社外監査役	金融および企業経営などに関する豊富な知識と経験を有しているため。
河村 寛治	社外監査役	企業法務に関する豊富な知識と経験を有しているため。

役員の報酬等について

いずれの取締役の報酬については、株主総会で承認された範囲内で、取締役会が他社水準や当社の業績などを考慮しながら決定しています。各取締役の報酬額は、役位、会社および各人の業績を反映する金額としています。また、監査役の報酬については、株主総会で承認された範囲内で、監査役の協議により他社水準や会社の業績などを考慮しながら決定しています。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる 役員の員数*(名)
取締役(社外取締役を除く)	716	12
監査役(社外監査役を除く)	61	3
社外役員	68	5

※2017年3月末現在

※対象となる役員の員数

上記報酬額には、直前の定時株主総会終結の翌日以降に在任していたものに限定されず、当事業年度に関わる報酬を記載しているため、対象となる役員の人数には、当事業年度中に開催された定時株主総会終結の時をもって退任した役員も含まれている。